

鳥取市公設地方卸売市場から発見された高濃度PCB廃棄物について

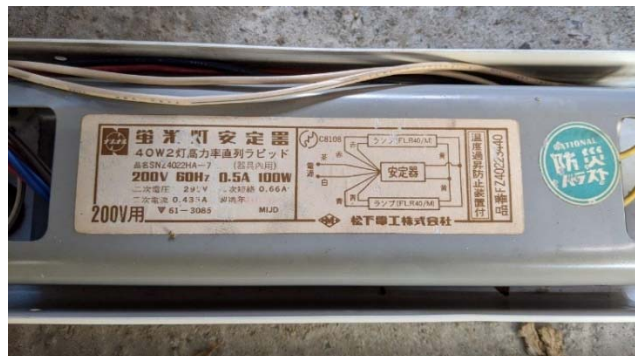
令和2年度に執行した建築基準法の適格化を目途とした非常用照明（蛍光灯に内在）の取替時に高濃度PCB含有の安定器がある蛍光灯が発見されたため、処分等の市担当課（廃棄物対策課）の協力のもと、公設市場内の照明器具の全件再調査を行った結果、合計7台の安定器が発見されました。当該廃棄物は、法定保管基準を遵守する保管を行い、令和3年6月に搬出・処分に至りましたので報告します。

発見～保管

令和3年1月8日 市非常用照明関連担当課から連絡

公設市場内の非常用照明の一部の取替を実施したところ、業者から高濃度PCB含有と疑われる型番のものが2台発見されたとの連絡を受ける。

- ▶ 平成12年度、高濃度PCB含有の安定器調査業務を業者委託し、判明したものは処分済。



※ 昭和32年から昭和47年にかけて製造された照明器具の安定器にはPCB（毒性のある絶縁油）が含まれている可能性があり。公設市場は昭和47年建築・48年供用開始。

同日 市場組合と情報共有

平成12年度の調査委託のほか、各卸売業者棟の売場照明・事務所に関しては、改修工事やLED化の過程で取替済。しかしながら、今回追加で発見されたため、民有地である関連店舗棟を含めた再調査を行う。

1月13日 市担当課による現地確認

市所有施設全件調査（管理事務所・青果棟・水産物棟・花き棟・公衆用トイレ・外灯）を実施した結果、発見済みの2台の照明器具（会議室、電算室）の周辺から5台を追加で発見。 計：7台

※事務所は、平成15年に改修済だったが、会議室一部・応接室・電算室・更衣室・トイレ・給湯室は未改修。

- ▶ 同日以降 特別管理産業廃棄物として法定保管基準（漏洩のないペール缶で指定場所にて保管するなど）を遵守した保管を実施のうえ、処分施設に報告し、搬出日程等を調整。

※ 高濃度PCB使用安定器・小型コンデンサーは、全国で2箇所、鳥取県管内は福岡県北九州市の施設で処理。処分期限は令和2年度だが、計画的処分期限が設けられており、令和3年度までに処分可能（各種届出要）。

1月14日 市場卸売業者四社会にて説明（他の自社所有を含めた注意喚起）

市所有施設については現地確認済であるが、各事業者所有の物品がある可能性が否定できないため、市場組合として、関連店舗棟を含むPCB調査を行う。

※関連事業者のうち2社は、自発的に再調査を市担当課に依頼し、事務所内調査の結果、ない事を確認。

- ▶ 電気事業者による関連店舗棟の全件確認（2月実施）の結果、高濃度PCB廃棄物の発見なし。

保管～処分

6月7日 高濃度PCB廃棄物の搬出

高濃度PCB廃棄物の運搬受託業者により、搬出を実施。後日、同月14日に運搬終了の報告を受ける。

6月24日 高濃度PCB廃棄物の処分

高濃度PCB廃棄物の処分受託業者により、処分を実施。後日、同24日に処分終了の報告を受ける。